

専決処分について（令和元年度日立市一般会計補正予算
（第 5 号））

令和元年度日立市一般会計補正予算（第 5 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 1 月 1 4 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 元 年度 日立市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 元 年度 日立市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,740,863 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,807,624 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
18. 寄附金	
	1. 寄附金
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
1,501,031	2,500,000	4,001,031
1,501,031	2,500,000	4,001,031
5,628,294	240,863	5,869,157
5,628,294	240,863	5,869,157
74,066,761	2,740,863	76,807,624

歳 出

(単位 千円)

款	項
2. 総務費	
	1. 総務管理費
	2. 徴税費
7. 商工費	
	1. 商工費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
9,674,267	1,930,249	11,604,516
8,076,526	1,689,386	9,765,912
994,973	240,863	1,235,836
3,966,129	810,614	4,776,743
3,966,129	810,614	4,776,743
74,066,761	2,740,863	76,807,624

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費寄附金	1,500,185	2,500,000	4,000,185
計	1,501,031	2,500,000	4,001,031

節		説明
区分	金額	
1. 財産管理費寄附金	2,500,000	ふるさと寄附金

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,314,182	240,863	1,555,045
計	5,628,294	240,863	5,869,157

1. 財政調整基金繰入金	240,863	財政調整基金繰入金

歳出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 財産管理費	1,370,846	1,689,386	3,060,232			1,689,386	
計	8,076,526	1,689,386	9,765,912			1,689,386	

(款) 2. 総務費		(項) 2. 徴税费					
2. 賦課徴収費	463,842	240,863	704,705				240,863
計	994,973	240,863	1,235,836				240,863

(款) 7. 商工費		(項) 1. 商工費					
4. 観光費	888,796	810,614	1,699,410			810,614	
計	3,966,129	810,614	4,776,743			810,614	

節(細節)		説明	
区分	金額		
25. 積立金	1,689,386	財政調整基金積立金	1,689,386
		25 積立金	1,689,386
		ふるさと寄附金積立	1,689,386

12. 役務費	240,863	賦課事務経費	240,863
		12 役務費	240,863
(手数料)	240,863	03 手数料	240,863

13. 委託料	810,614	観光宣伝事業費	810,614
		13 委託料	810,614
		市特産品PR業務委託	